

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求事件

国側当事者・国(武蔵野税務署長)

平成20年3月13日棄却・確定

判 示 事 項

- (1) 課税処分の基礎となる裁判上の和解条項の解釈
- (2) 和解条項によって形成された法律関係を検討すると、亡A及びB社は、当該和解において、建物及び各土地の売買契約に基づく法律関係を将来的に消滅させ、既に同契約から発生した法律関係を原状に復させる趣旨で当該和解条項の内容を定めたものと認められ、このような合意を和解によって行ったものであるから、それは、解除の文言は現れていないが、まさに当該売買契約の合意解除とみるべきものであるとされた事例
- (3) 本件の和解条項第1項が、建物につき、利害関係人である第三者のC社が所有権を有することを確認する旨定めており、従前の訴訟で売買契約時にC社と亡Aとが同一体であると認定されていたとしても、和解当時にはC社の代表者が納税者に変更され、C社と亡Aとを同一視する理由はなくなっていたことからすれば、亡AではなくC社が和解により建物を取得したというべきであるとの納税者の主張が、当該和解条項第1項は、亡AとC社との間では建物の実質的な所有権が亡Aにあり、将来必要に応じてその名義を変更することを前提に、B社と亡Aとの間で、B社が建物の所有権を有するのではなく、C社が所有権を有することを確認するものであったと解されるのであり、そうすると、当該和解条項第1項の文言は、むしろ、和解の法的な効果が、売買契約の法的効果を将来的に消滅させ、建物の所有権を亡Aに帰属させ、その法律関係を原状に復することを目的とするものであったとの認定にそうものといえるとして排斥された事例
- (4) 本件の和解条項においては「解除」という文言が使用されておらず、当該和解条項第2項において各土地の登記において「錯誤を原因とする抹消登記手続をする」との記載があることや、建物については明渡しを終了しており、債務不履行を理由とした解除をし得ない状態になっていたことから、和解をした当事者の合理的な意思として、合意解除と同様の法的効果を生じるものとみることはできないとの納税者の主張が、和解調書においては、和解成立の前提となる個別の権利関係について明確に記載しないことは必ずしも珍しいことではなく、上記和解条項に明確に「解除」する旨の記載がないことや、錯誤を理由に登記を抹消するとの記載があるからといって、和解においてB社や亡Aが売買契約に基づく法律関係を消滅させる意思がなかったと認めることはできず、建物の明渡しを終了していることも合意解除自体の妨げになるものではないとして排斥された事例
- (5) 建物及び各土地の売買契約は、法律上、借地権付建物の売買と建物底地権売買の2個の契約であると解すべきであり、前者の代金額が4億6000万円、後者の代金額が3億5002万円であったが、建物の売買契約については、売買代金支払を完了し、売主から買主への占有移転も終了していたものであって、それを前提とすると、本件の和解は、各土地の売買契約の合意解除と借地権付建物の新たな売買契約が併存したものと考えるべきであり、和解金1億3000万円の内訳は、上記売買における代金割合と同じ割合で7280万円が建物の対価として、5590万円が各土地の対価として支払われたというべきであるから、亡Aが既に受領している2億円の土地代金と5590万円の差額が所得税法36条1項(収入金額)括弧書に規定する「経済的利益」というべきであるとの納税者の

主張が、売買契約は各土地と建物とを一括売買したものであって、売買契約書等でそのような形式をとらなかったのは、あくまでも税金対策によるものであるから、建物の売買契約が各土地の売買契約とは別に独立して存在するわけではなく、建物売買代金への充当のみが完了していたとみる余地もないとして排斥された事例

(6) 建物については、B社が平成5年5月及び8月に明渡しを受けていたことから、その時点で各土地及び建物の占有が、B社に移転していたということができ、同時点で、譲渡所得が確定し、課税権が発生しているとして、更正処分時には、既に上記課税権が時効により消滅しており、これに平成13年分の所得税として課税することは許されないと納税者の主張が、更正処分は、亡AとB社との間で平成13年2月23日になされた和解により、亡Aが、既に受領していた金額（合計6億6000万円）と和解金として支払う金額（1億3000万円）との差額について、返還を免れることとなるから、これが所得税法36条1項（収入金額）括弧書きの規定する「経済的利益」に該当するとしているのであって、売買契約に基づいて亡Aが取得した利益に対して課税するものでないから納税者の主張には理由がないとして排斥された事例

判 決 要 旨

(1) 課税処分の基礎となった裁判上の和解に基づく権利関係を検討するに当たって、まずは、当該和解調書に記載された条項の文言解釈が中心となることは勿論であるが、一般法律行為の解釈と同様、文言とともにその解釈に資すべき他の事情、特に裁判上の和解であるからこそ、当該訴訟事件の従来の経過等をも十分に参酌して、もって当事者の真意を探求してなされるべきである。

(2)～(6) 省略

判	決
原告	甲
同	乙
同	丙
同	丁
同	戊
原告ら訴訟代理人弁護士	天野 博之
同	上野 真裕
被告	国
代表者法務大臣	鳩山 邦夫
処分行政庁	武蔵野税務署長
	板垣 勝義
指定代理人	山根 薫
同	板垣 浩
同	小林 正樹
同	佐藤 浩司
同	米本 邦典

主 文

1 原告らの請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

武蔵野税務署長が平成17年2月10日付けでAに対してした同人の平成13年分の所得税の更正処分（異議決定により一部取り消された後のもの）のうち総所得金額7923万1067円、納付すべき税額2598万7300円を超える部分及び無申告加算税賦課決定処分（異議決定により一部取り消された後のもの）のうち388万5000円を超える部分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、武蔵野税務署長が、平成17年2月10日付けで、亡A（平成17年12月24日死亡。以下「亡A」という。）が第三者との間で平成13年2月23日にした訴訟上の和解によって5億3000万円の経済的利益を受けたとし、同利益が亡Aの平成13年分の一時所得の収入金額に該当することを理由に、所得税の更正処分及び無申告加算税賦課決定処分をしたこと（以上につき、当事者間に争いはない。）から、亡Aの相続人である原告らが、上記金額が一時所得にならないとして上記各処分の取消しを求めた事案である。

1 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 別件訴訟の経緯（甲1、2、乙2から6まで）

ア B株式会社（以下「B」という。）は、東京地方裁判所に、亡A、有限会社C（以下「C」という。）及びDを被告として、亡A所有の別紙物件目録1及び2記載の土地、同目録3及び4記載の土地（ただし、いずれも亡Aの持分106分の2）（以下、これらの土地（同目録3及び4の土地につき、権利の対象として述べる場合には土地持分に限る。）を併せて「本件各土地」という。）並びに同目録5記載の建物（以下「本件建物」という。）を売買により取得したことを理由に、①亡Aに対し、本件各土地の所有権移転請求権仮登記に基づく本登記手続を、②Cに対し、上記登記手続（一部）の承諾を、③B、亡A及びCの間で本件建物の所有権がBにあることの確認を、④Cに対して本件建物につきなされた所有権保存登記の抹消登記手続を、⑤亡A、C及びDに対し、本件建物の全部又はその一部の明渡しとそれまでの一定額の金員の支払をそれぞれ求めて訴えを提起した。

同裁判所は、平成3年9月12日、亡AがBから売買残代金1億5002万円の支払を受けるのと引換えに本登記手続をすること（上記①の請求）及びCが当該本登記手続を承諾すること（上記②の請求）に係る請求を認め、その余の請求をいずれも棄却する旨の判決を言い渡した。

Bは、上記判決の敗訴部分について、東京高等裁判所に控訴したところ、同裁判所は、Bの主張する売買契約の成立を認め、本件各土地及び本件建物の所有権がいずれもBに帰属するとして、平成4年9月22日、Bの請求のうち、上記①及び②の請求は第一審の判断を維持し、更に上記③ないし⑤の各請求についても認容（又は一部認容）する旨上記第一審判決を変更する旨の判決を言い渡した。（以下、上

記訴訟を「第一次訴訟」という。)

イ Bは、亡Aに対し、第一次訴訟よりも以前に履行を提供した上で本件各土地の本登記手続を求めていたものであるが、これを拒絶されたことによって転売利益相当額の損害を被ったとして、本件各土地及び本件建物の売買契約に基づく1億5002万円の売買残代金債務が相殺により消滅したことを理由に、その不存在の確認と、相殺後の損害金残金1億円及び遅延損害金の支払を求めて東京地方裁判所に訴えを提起した。同裁判所は、平成8年9月27日、Bに損害が発生していないことを理由に、その請求をいずれも棄却する旨の判決を言い渡した。Bは、東京高等裁判所に控訴したが、同裁判所は、平成9年6月30日、控訴を棄却する旨の判決を言い渡した。(以下、上記訴訟を「第二次訴訟」という。)

ウ 亡Aは、Bを被告として、不法行為に基づく損害賠償として地代相当額の金員(1800万円)及び遅延損害金の支払を求めて東京地方裁判所に訴えを提起した。Bは、同訴訟において、亡Aに対して本件各土地及び本件建物の売買契約を解除したことを理由に既に支払った合計6億6000万円及び遅延損害金の支払を求める反訴を提起した。同裁判所は、平成12年7月24日、同売買契約が有効に成立していることを理由に本訴請求を棄却するとともに、同売買契約の解除権が消滅時効により消滅したことを理由に反訴請求も棄却する判決をした。

亡Aは、東京高等裁判所に控訴したところ、平成13年2月23日、亡A、利害関係人であるCとBとの間で、双方の訴訟代理人弁護士及び原告甲(利害関係人代表者)が出席した上で、別紙「和解条項」記載の内容の和解(以下、「本件和解」といい、その条項を「本件和解条項」という。)が成立した。(以下、上記訴訟を「第三次訴訟」という。)

(2) 亡Aに対する処分(乙1)

ア 亡Aは、平成16年12月21日、平成13年分の所得税について総所得金額578万円、納付すべき税額8万円として確定申告をした。

イ 武蔵野税務署長は、平成17年1月28日付けで、亡Aに対し、無申告加算税賦課決定処分をした。

ウ 武蔵野税務署長は、平成17年2月10日付けで、亡Aの平成13年分所得税について、総所得金額2億5838万円、納付すべき税額9227万2400円とする更正処分及び無申告加算税賦課決定処分をした(以下、それぞれの処分を「本件更正処分」、「本件加算税賦課決定処分」という。)

(3) 本件訴えに至る経緯(甲1、3)

ア 亡Aは、平成17年4月1日、武蔵野税務署長に対し、本件更正処分及び本件加算税賦課決定処分を不服として、異議申立てをしたが、武蔵野税務署長は、同年8月29日、上記異議申立てにつき、本件更正処分のうち、総所得金額2億5391万8521円、納付すべき税額9062万1900円の範囲を超える部分及びこれに対応する本件加算税賦課決定処分の一部を取り消したが、上記範囲内においては、本件更正処分及びこれに対応する本件加算税賦課決定処分が適法であるとし、その旨亡Aに通知した。

イ 亡Aは、平成17年9月20日、本件更正処分及び本件加算税賦課決定処分(た

だし、いずれも異議決定により一部取り消された後のもの。以下同じ。)を不服として、審査請求したが、国税不服審判所長は、平成18年9月13日、上記審査請求を棄却し、亡Aの承継人である原告らに対しその旨通知した。

ウ 原告らは、平成19年3月13日、本件訴えを提起した(顕著な事実)。

2 争点

本件更正処分及び本件加算税賦課決定処分の根拠及び適法性に関する被告の主張は、別紙「本件更正処分及び本件加算税賦課決定処分の根拠及び適法性」記載のとおりであり、原告らは、本件和解により亡Aが5億3000万円の経済的利益を取得していないと主張する以外には、この被告の主張を争っていない。

したがって、本件の争点は、次に挙げる(1)及び(2)になり、これらに対する当事者の摘示すべき主張は、後記「争点に対する判断」に記載するとおりである。

- (1) 本件和解条項の解釈
- (2) 本件和解による所得の帰属時期

第3 争点に対する判断

1 争点(1)(本件和解条項の解釈)について

(1) 本件和解に至る経緯として補充すべき事情

ア 第一次ないし第三次訴訟において認定された事実

(ア) 第一次訴訟における東京高等裁判所の認定(乙3)

Bは、昭和58年から始まった新宿再開発のために本件各土地を中心とする地域に貸しビルを建設する計画を有し、本件各土地及び本件建物を買いたいと考へ、昭和60年10月ころ、E株式会社(以下「E」という。)にその取得を依頼した。Eは、昭和61年1月25日、亡Aとの間で、本件各土地及び本件建物を一括して8億1002万円で買い受ける旨の契約を締結し(以下「本件売買契約」という。)、Bは、同日、Eとの間で、本件各土地及び本件建物を8億1000万円で買い受ける契約を締結したが、その売買契約書を作成するに当たっては、税金対策のため、本件各土地の売買代金を合計3億5002万円とし、本件建物の借地契約関係として残額が充てられることとされた。Bは、Eに対し、5億6000万円を支払ったほか、実質的な仲介手数料として2430万円を支払い、Eは、亡Aの仲介依頼を受けていたF株式会社を介して、亡Aに対し、合計5億6000万円を支払ったほか、同年5月31日に中間金1億円を支払った。

なお、本件建物は、昭和37年に建築されたが、昭和62年2月12日受付でC名義で所有権保存登記されるまで、長らく未登記のままであった。

(イ) 第二次訴訟における東京高等裁判所の認定(乙5)

Bは、残代金の最終弁済期である昭和62年1月31日には、本件売買契約の買主たる地位を有していたものであって、同日、亡Aに対し、本件売買契約の残代金1億5002万円を現実に提供した上で本件各土地及び本件建物について仮登記に基づく本登記手続をすることを求めた。しかし、亡Aは買主が第三者であること等を主張してBに上記本登記手続をすることを拒絶した。

(ウ) 第三次訴訟における東京地方裁判所における認定(乙6)

Bは、第一次訴訟の控訴審判決に基づき、平成5年5月及び同年8月に本件建

物の明渡しの強制執行をした。

また、Bは、平成9年1月6日到達の内容証明により、亡Aに対し、本件売買契約を解除する旨の意思表示をした。

イ そして、本件において、上記ア(ア)ないし(ウ)の各認定を左右するに足りる新たな証拠は提出されていないから、それらのおりの事実を認めることができる。

(2) 本件和解条項の検討

本件和解条項第1項においては、本件売買契約の対象となった本件各土地及び本件建物の各所有権を亡A又はCが有することを確認し、同第2項においては本件各土地についてされた上記各登記の抹消登記手続をすることを、同第3項においてはBが明渡しを受けた本件建物をCに明け渡すことを、同第8項においては、Bが第一次訴訟において認められた抹消登記手続請求権の放棄をそれぞれ定めており、一見して、本件各土地及び本件建物の所有権や登記を本件売買契約が存在しなかったかのような状態にする内容となっている。

また、本件和解条項第5項においては、亡A及びCがBに1億3000万円の和解金を支払うことを定め、亡A及びCが本件売買契約の存在を前提としてBに対する残代金の支払を求めるものではなく、逆に亡A及びCがBに対して亡Aが既に受領した本件売買契約に基づく代金額合計6億6000万円を大幅に下回る金員を支払う内容となっている。

【判示(1)】

ところで、課税処分的基础となった裁判上の和解に基づく権利関係を検討するに当たって、まずは、当該和解調書に記載された条項の文言解釈が中心となることは勿論であるが、一般法律行為の解釈と同様、文言とともにその解釈に資すべき他の事情、特に裁判上の和解であるからこそ、当該訴訟事件の従来経過等をも十分に参酌して、もって当事者の真意を探究してなされるべきである。そして、前記前提事実及び上記(1)の認定事実によれば、Bは、亡Aから本件各土地及び本件建物を一括して買い受けようとして、Eを介して、亡Aとの間で、本件各土地及び本件建物を一括して売買する契約を締結したが、本件各土地の本登記等及び本件建物の引渡し(明渡し)が履行されなかったため、第一次訴訟に及んだこと、しかし、本件各土地の所有権移転本登記手続については、引換給付判決しか得られなかったため、引換金の支払義務が消滅したとして、第二次訴訟を提起したものの、これは認められず、平成9年1月には、本件売買契約を解除する意思表示をしたが、第三次訴訟の第一審判決においては、同解除権が時効消滅していたとの認定を前提に判決がされて、事態が膠着状態となっていたこと、Bと亡Aとの間には、本件和解当時、本件売買契約に対する解除の効力を巡って紛争が継続し、かつ、本件各土地の売買契約に基づく本登記及び残代金の支払がいずれも未履行のままの状態であったことが認められる。

【判示(2)】

これらの各事情に基づいて、本件和解条項によって形成された法律関係を検討すると、亡A及びBは、本件和解において、本件売買契約に基づく法律関係を将来的に消滅させ、既に同契約から発生した法律関係を原状に復させる趣旨で本件和解条項の内容を定めたものと認められ、このような合意を和解によって行ったものであるから、それは、解除の文言は現れていないが、まさに本件売買契約の合意解除とみるべきものである。

(3) 原告らの主張の検討

ア まず、原告らは、本件和解条項第1項が、本件建物につき、利害関係人である第三者のCが所有権を有することを確認する旨定めており、従前の訴訟で本件売買契約時にCと亡Aとが同一体であると認定されていたとしても、本件和解当時にはCの代表者が原告甲に変更され、Cと亡Aとを同一視する理由はなくなっていたことからすれば、亡AではなくCが本件和解により本件建物を取得したというべきであると主張する。

しかし、証拠(乙7、8)によれば、本件和解当時、Cには既に法人としての実体はなかったこと、本件建物が亡Aの相続財産を構成しており、その登記名義は、平成18年10月10日受付の真正な登記名義の回復を原因とするCから亡Aへの所有権移転登記を経て、同年12月1日受付の平成17年12月24日相続を原因とする亡Aから原告甲への所有権移転登記がされて、変更されたことが認められる。

これらの事実に加え、前記前提事実及び前記(1)ア(ア)からすれば、本件建物の所有権は実質的には亡Aに帰属していたと認められるのであるから、本件和解条項第1項は、亡AとCとの間では本件建物の実質的な所有権が亡Aにあり、将来必要に応じてその名義を変更することを前提に、Bと亡Aとの間で、Bが本件建物の所有権を有するのではなく、Cが所有権を有することを確認するものであったと解される。そうすると、本件和解条項第1項の文言は、むしろ、本件和解の法的な効果が、上記のとおり、本件売買契約の法的効果を将来的に消滅させ、本件建物の所有権を亡Aに帰属させ、その法律関係を原状に復することを目的とするものであったとの前記(2)の認定にそうものといえる。

【判示(3)】

イ また、原告らは、本件和解条項においては「解除」という文言が使用されておらず、本件和解条項第2項において本件各土地の登記において「錯誤を原因とする抹消登記手続をする」との記載があることや、本件建物については明渡しが終了しており、債務不履行を理由とした解除をし得ない状態になっていたことから、本件和解をした当事者の合理的な意思として、合意解除と同様の法的効果を生じるものとみることはできないと主張する。

【判示(4)】

しかしながら、和解調書においては、和解成立の前提となる個別の権利関係について明確に記載しないことは必ずしも珍しいことではなく、本件和解条項に明確に「解除」する旨の記載がないことや、錯誤を理由に登記を抹消するとの記載があるからといって、本件和解においてBや亡Aが本件売買契約に基づく法律関係を消滅させる意思がなかったと認めることはできない。また、本件建物の明渡しが終了していることも合意解除自体の妨げになるものではないことはいうまでもない。

ウ さらに、原告らは、本件売買契約が本件建物と本件各土地の各別個の売買契約から成るとして、次のとおり主張する。すなわち、本件建物及び本件各土地の売買契約は、法律上、借地権付建物の売買と建物底地権売買の2個の契約であると解すべきであり、前者の代金額が4億6000万円、後者の代金額が3億5002万円であったが、本件建物の売買契約については、売買代金支払を完了し、売主から買主への占有移転も終了していたものである。それを前提とすると、本件和解は、本件

各土地の売買契約の合意解除と借地権付建物の新たな売買契約が併存したものと考えるべきであり、和解金1億3000万円の内訳は、上記売買における代金割合と同じ割合で7280万円が本件建物の対価として、5590万円が本件各土地の対価として支払われたというべきであるから、亡Aが既に受領している2億円の土地代金と5590万円の差額が所得税法36条1項括弧書きに規定する「経済的利益」というべきである。

【判示(5)】

しかし、原告らの主張は、本件建物の売買契約について代金支払が完了していることを前提とするものであるが、そもそも、本件売買契約は本件各土地と本件建物とを一括売買したものであって、売買契約書等でそのような形式をとらなかったのは、あくまでも税金対策によるものであったことは、前記(1)ア(ア)のとおりであるから、本件建物の売買契約が本件各土地の売買契約とは別に独立して存在するわけではなく、本件建物売買代金への充当のみが完了していたとみる余地もない。

なお、本件和解の経緯につき、原告甲は、Bと亡Aの間では、亡AがBから本件各土地及び本件建物を買戻すという方針で検討され、本件各土地の更地価格を基礎に買戻すこととなったという趣旨の供述(甲4)をする。しかしながら、これは上記原告らの主張とは相いれないものであるとともに、上記のとおり、本件売買契約においては、本件各土地と本件建物が一括して売買されていたことからすれば、本件和解において、亡A及びBが、本件各土地と本件建物とを独立して買戻す趣旨であったと認めることはできない。

2 争点(2)(本件和解による所得の帰属時期)について

原告らは、本件建物については、Bが平成5年5月及び8月に明渡しを受けていたことから、その時点で本件各土地及び本件建物の占有が、Bに移転していたことができ、同時点で、譲渡所得が確定し、課税権が発生しているとして、本件更正処分時には、既に上記課税権が時効により消滅しており、これに平成13年分の所得として課税することは許されないと主張する。

【判示(6)】

しかしながら、本件更正処分は、亡AとBとの間で平成13年2月23日になされた本件和解により、亡Aが、既に受領していた金額(合計6億6000万円)と和解金として支払う金額(1億3000万円)との差額について、返還を免れることとなるから、これが所得税法36条1項括弧書きの規定する「経済的利益」に該当するとしているのであって、本件売買契約に基づいて亡Aが取得した利益に対して課税するものではないから、上記原告らの主張には理由がない。

3 以上を前提として亡Aの平成13年分の所得税についてみると、本件更正処分の根拠に違法な点は見いだせないところであり、その根拠に基づいて算定した原告の納付すべき税額は、別紙「本件更正処分及び本件加算税賦課決定処分の根拠及び適法性」の1記載のとおりであると認められ、本件更正処分における納付すべき税額と一致するから、本件更正処分は適法というべきである。

そして、本件更正処分が適法であった場合に賦課すべき無申告加算税の額は、上記別紙の3記載のとおりであるところ、亡Aが期限後申告をした後に本件更正処分を受けており、原告らから期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があった(国税通則法66条1項ただし書)旨の具体的な主張立証もないことから、これと同額の税

額を課した本件加算税賦課決定処分も適法というべきである。

第4 結論

よって、原告らの請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、訴訟費用について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条、65条1項本文を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 大門 匡

裁判官 倉地 康弘

裁判官 小島 清二

(別紙)

物件目録

- 1 土地
所 在 新宿区
地 番
地 目 宅地
地 積 1 6 5 . 8 8 m²
- 2 土地
所 在 新宿区
地 番
地 目 宅地
地 積 2 2 . 0 1 m²
- 3 土地
所 在 新宿区
地 番
地 目 宅地
地 積 1 4 5 . 8 8 m²
- 4 土地
所 在 新宿区
地 番
地 目 公衆用道路
地 積 7 6 0 . 3 3 m²
- 5 建物
所 在 新宿区
家屋番号
種 類 劇場、事務所
構 造 木造セメント瓦葺2階建
床 面 積 1階 1 0 7 . 4 9 m²
2階 1 0 2 . 0 4 m²

(別紙)

和解条項

- 1 Bは、亡A及びCに対し、亡Aが本件各土地について、Cが本件建物について、それぞれ完全な所有権を有することを確認する。
- 2 Bは、亡Aに対し、平成13年4月2日限り、5項の和解金1億3000万円の支払を受けるのと引換えに、本件各土地についてされた登記（詳細は省略する。）について、それぞれ錯誤を原因とする抹消登記手続をする。
- 3 Bは、平成13年4月2日限り、5項の和解金1億3000万円の支払を受けるのと引換えに、本件建物内の自己及び賃借人ら第三者の占有を一切排除の上、遺留品がない状態で、亡Aに対し本件各土地を、Cに対し本件建物をそれぞれ明け渡す。
- 4 Bが前項の明渡し後に本件建物内に残置した物件については、Cにおいて自由に処分することができるものとし、Bはこれに異議を述べない。
- 5 亡A及びCは、Bに対し、連帯して、平成13年4月2日限り、2項の各抹消登記手続及び3項の各明渡しを受けるのと引換えに、和解金1億3000万円を支払う。
- 6 Bが2項又は3項の履行を怠った場合には、Bは、亡Aに対し、平成13年4月3日から2項及び3項の全部を履行するまで、1日につき3万円の割合による違約金を支払う。
- 7 亡A及びCが5項の支払を怠った場合には、亡A及びCは、Bに対し、連帯して、平成13年4月3日から支払済みまで、未払残額に対する年5パーセントの割合による遅延損害金を支払う。
- 8 Bは、Cに対し、平成4年9月22日言渡しの東京高等裁判所平成●●年(○ ○)第● ●号、同第● ●号確定判決主文一項2の本件建物についての所有権保存登記の抹消登記手続請求権を放棄する。
- 9 Bは、前項の放棄の書面を上記事件の原審・東京地方裁判所に提出するなど、本件建物についてされた東京法務局新宿出張所昭和63年12月19日受付第●●号所有権抹消予告登記についての抹消登記手続に必要な手続を行う。
- 10 亡Aは本訴請求を、Bはその余の反訴請求をそれぞれ放棄する。
- 12 亡A及びCとBは、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことをそれぞれ相互に確認する。
- 11 訴訟費用及び和解費用は、第一、二審を通じて、各自の負担とするほか、従前の亡A及びCとBとの間のすべての訴訟の訴訟費用についても同様に各自の負担とする。

以上

(別紙)

本件更正処分及び本件加算税賦課決定処分の根拠及び適法性

1 本件更正処分の根拠について

(1) 総所得金額 2億5391万8521円

上記金額は、次のアないしウの各金額の合計額である。

ア 給与所得の金額 528万円

上記金額は、亡Aが平成13年分の所得税の確定申告書に給与所得として記載した金額と同額である。

イ 一時所得の金額 2億4813万8521円

上記金額は、次の(ア)の金額から、(イ)の金額を控除し、更に所得税法(平成13年法律第94号による改正前のもの)34条3項所定の一時所得の特別控除額50万円を控除した後の金額に、同法22条2項2号の規定により2分の1を乗じた金額である。

(ア) 総収入金額 5億3000万円

上記金額は、亡Aが本件各土地及び本件建物の売買代金の一部として受け取った6億6000万円から、本件和解に基づいてBに支払った和解金1億3000万円を控除した後の金額である。

(イ) その収入を得るために支出した金額 3322万2958円

上記金額は、亡Aが本件各土地及び本件建物の売買に関して支払った仲介手数料の額2430万円並びに本件和解に関して支払ったと認められる弁護士費用及び訴訟費用の額892万2958円の合計額である。

ウ 雑所得の金額 50万円

上記金額は、亡Aが前記アの確定申告書に雑所得として記載した金額と同額である。

(2) 所得控除の額の合計額 41万5080円

上記金額は、亡Aが前記(1)アの確定申告書にそれぞれ記載した社会保険料控除の額3万2080円、損害保険料控除の額3000円及び基礎控除の額38万円の合計額である。

(3) 課税総所得金額 2億5350万3000円

上記金額は、前記(1)の総所得金額2億5391万8521円から上記(2)の所得控除の額の合計額41万5080円を控除した後の金額(国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

(4) 納付すべき税額 9062万1900円

上記金額は、次のアの金額からイ及びウの各金額を差し引いた後の金額(国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

ア 課税総所得金額に対する税額 9130万6110円

上記金額は、前記(3)の課税総所得金額2億5350万3000円に、所得税法89条1項所定の税率(平成17年法律第21号による改正前の「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」(平成11年法律第8号。以下「負担軽減措置法」という。)4条の特例を適用したもの)を乗じて算出した金額である。

イ 定率減税額 25万円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により算出した金額である。

ウ 源泉徴収税額 43万4200円

上記の金額は、亡Aが前記(1)アの確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

2 本件更正処分の適法性について

亡Aの平成13年分の所得税に係る納付すべき税額は、上記1(4)のとおり、9062万1900円であるところ、本件更正処分における納付すべき税額は、上記金額と同額であるから、本件更正処分は適法である。

3 本件加算税賦課決定処分の根拠及び適法性について

本件更正処分は上記1、2のとおり適法であるところ、亡Aは、平成13年分の所得税については、本件更正処分において新たに納付すべきこととなった税額に対しては、無申告加算税が課されることとなる。

したがって、亡Aに対し、本件更正処分において新たに納付すべきこととなった税額9054万に、国税通則法66条1項の規定に基づき100分の15の割合を乗じて計算した金額1358万1000円に相当する無申告加算税を課した本件加算税賦課決定処分は適法である。